

## 「滋賀県看護職員修学資金貸与条例」の一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

本県の看護職員確保対策として、県内における看護職員の充足および質の向上に資するよう、県内の実情に応じたより実効性のある看護職員修学資金貸与制度へと見直しを図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 主な改正内容

項目	改正前	改正後
1 修学資金の種類	①保健師修学資金 ②助産師修学資金 ③看護師修学資金 ④准看護師修学資金 ⑤大学院修学資金(R2～休止) ⑥認定看護師修学資金(H29～休止)	看護師等修学資金 (左記①～③を統合)  准看護師修学資金 大学院修学資金(R6再開) 認定看護師修学資金(別途補助制度を有しているため廃止)
2 申請の制限	制限なし	原則1回限り ※准看護師修学資金の貸与を受けた者が看護師等修学資金を初めて受けようとする場合に限り、2回目の貸与申請を認める。
3 大学院修学資金の貸与額	月額 83,000 円	国公立：月額 32,000 円 その他：月額 36,000 円 (貸与額は看護師等修学資金と同額)
4 大学院修学資金の返済期間	最長 10 年以内	最長で貸与を受けた期間以内
5 求職中の返還猶予期間	規定なし (特定施設(※)を退職した時点で返還となる)	退職から3月以内に他の特定施設に再就業した場合、当該期間を返還猶予期間として認める
6 返還免除に係る国試受験機会	事実上1回限り	2回まで認める

(※) 特定施設：免許取得後ただちに就業し、引き続き5年間看護職員として業務に従事することで修学資金の返還が免除になる施設(200床未満の病院、精神病床が全病床数の80%以上を占める病院など)

### 3 今後の主なスケジュール

令和5年2月 条例案を上程  
 3月 議決・条例公布  
 4月～ 移行期間(新制度の周知、修学資金等貸与管理システム改修)  
 令和6年4月1日 条例施行

## 4 その他

看護学生向け貸付金制度を総合的に見直すため、条例の一部改正と併せて、**滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正**および**(仮称)滋賀県看護地域枠奨学金貸与要綱**を制定します。

### (1) 滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正

#### ア 改正の理由

近年、看護職の活躍の場が広がっていることから、時代に即した貸付金制度へ  
と見直すため、規則で定める特定施設の範囲について、改正前の特定施設に加え、  
**法令により看護職の配置が定められている53の施設等種別を新たに追加**します。

#### イ 主な改正内容

項目	改正前	改正後
特定施設の範囲	病床数が200床未満の病院 精神病床が全体の80%以上の病院 重症心身障害児施設 診療所 介護老人保健施設 訪問看護事業所 介護予防訪問看護事業所	改正前の特定施設に加え、 介護事業所、障害者施設、学校、保 育所、県および市町など <b>53の施設等種別を新たに追加</b>

### (2) (仮称) 滋賀県看護地域枠奨学金貸与要綱の制定

#### ア 制定の理由

今般の新型コロナウイルス感染症への対応や、医師の働き方改革に伴うタスク  
シフト・シェアの推進等により、今後ますます看護職の役割が増え、その重要性  
が増しています。このような状況の中で、地域医療のリーダーとなるべき資質の  
高い看護職の養成を行うとともに、県内で養成した優秀な人材の県外流出を防ぎ、  
県内定着を促進するため、**県内の看護系学科を持つ3大学に新たに看護地域枠制  
度**(別枠入試により選抜し地域医療に貢献できる学生を養成する)**を設け、地域  
枠で入学した看護学生に対し奨学金を貸与**します。

※学生への周知等準備期間を要するため、**最速で令和6年度から運用を開始**。

■地域枠定員数(カッコ内は学科の入学定員数)

(単位:人)

滋賀医科大学	<b>10</b> (60)	滋賀県立大学	<b>10</b> (70)	聖泉大学	<b>10</b> (80)
--------	----------------	--------	----------------	------	----------------

#### イ 主な制定内容 **※地域枠奨学金には貸与額と就業先にインセンティブを付与**

項目	看護師等修学資金	地域枠奨学金
貸与額	国公立:月額32,000円 その他:月額36,000円	月額50,000円
卒後の就業先	特定施設のみ	県内医療機関等
卒後の義務年限	5年間(一部免除規定あり)	6年間(一部免除規定なし)

# 看護学生向け貸付金制度（現行制度・概要）

資金	看護職員修学資金			授業料資金
	保健師・助産師 看護師・准看護師	修士課程（大学院）	認定看護師	
対象者	看護師養成所・学校に在学する者	看護師で現に大学院修士課程を履修している者	看護師で現に認定看護師養成課程を受講している者	県立看護師等養成所（総保専・看護専）に在学する者
貸与額	保健師・助産師・看護師 （公）月32,000円 （民）月36,000円 准看護師 （公）月15,000円 （民）月21,000円	月額 83,000円 年額996,000円 <b>※ R2年度から休止</b>	月額 83,000円 総額498,000円 <b>※ H29年度から休止</b>	月額 22,060円 年額264,600円 ※高等教育修学支援新制度により第Ⅰ区分（満額の支援）で授業料減免を受ける者 月額 18,600円 年額223,200円
免除	資格取得	在学する課程の目的とする免許を取得	修士号	認定看護師
	就業先	特定施設のみ	県内医療機関等	特定施設
	年数	引き続き5年間業務に従事		
免除額	貸与金額全額			
一部免除	○			×
返還について	最長で貸与を受けた期間以内に返還	最長で10年以内に返還	最長で5年以内に返還	最長で貸与を受けた期間以内に返還

○継続（一部統合）

○再開

×廃止

○継続

（別途補助制度を有しているため）

# 新制度案・概要（令和6年度～）

     …制度変更箇所

資金	看護職員修学資金		【新】地域枠奨学金	授業料資金
	看護師等・准看護師	修士課程（大学院）		
対象者	看護師養成所・学校に在学する者	看護師で現に大学院修士課程を履修している者	大学が実施する地域枠入試により入学した者	県立看護師等養成所（総保専・看護専）に在学する者
貸与額	<b>看護師等</b> （公）月額32,000円 （民）月額36,000円 准看護師 （公）月額15,000円 （民）月額21,000円	<b>（公）月額 32,000円 年額384,000円 （民）月額 36,000円 年額432,000円</b>	<b>月額 50,000円 年額600,000円</b>	月額 22,060円 年額264,600円 ※高等教育修学支援新制度により第Ⅰ区分（満額の支援）で授業料減免を受ける者 月額 18,600円 年額223,200円
免除	資格取得	在学する課程の目的とする免許を取得	修士号	看護師
	就業先	<b>特定施設のみ（※）</b>	県内医療機関等	<b>県内医療機関等</b>
	年数	引き続き5年間業務に従事		
免除額	貸与金額全額		貸与金額全額	貸与金額全額
一部免除	○		×	×
返還について	最長で貸与を受けた期間以内に返還	<b>最長で貸与を受けた期間以内に返還</b>	最長で貸与を受けた期間以内に返還	最長で貸与を受けた期間以内に返還

（※）助産師として就業する場合のみ200床以上の病院への就業も免除対象期間として認める。

## 滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

県内における看護職員の充足および質の向上を目的として実施している看護職員修学資金貸与事業について、修学資金の種類の見直し等を行うため、滋賀県看護職員修学資金貸与条例（昭和 38 年滋賀県条例第 11 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 修学資金の種類および対象（第 3 条関係）

ア 修学資金の貸与の対象から過去に修学資金等の貸与等を受けた者を除くこととします。

イ 保健師修学資金、助産師修学資金および看護師修学資金を統合して看護師等修学資金とするとともに、認定看護師修学資金を廃止することとします。

#### (2) 貸与の額等（第 4 条関係）

ア 修学資金の貸与は、正規の修業年限を超えない期間に限ることとします。

イ 大学院修学資金の貸与の額を看護師等修学資金と同額にすることとします。

#### (3) 修学資金の貸与契約を解除する要件に、修学生としてふさわしくない非行のあったとき等を追加することとします。（第 5 条関係）

#### (4) 修学資金は、養成施設を卒業し、または修士課程を修了した日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより返還することとします。（第 7 条関係）

#### (5) 修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる要件に、特定施設を退職した後、知事に求職の届出をして他の特定施設に就職しようとするとき等を追加することとします。（第 8 条関係）

#### (6) 修学資金の返還の債務を免除する要件について、養成施設卒業に係る看護職員の免許を取得すべき期間を養成施設を卒業した日から 1 年 6 月を経過する日までに延長する等の改正を行うこととします。（第 9 条関係）

#### (7) その他

ア この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県看護職員修学資金貸与条例新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>養成施設もしくは修士課程に在学する者または認定看護師教育課程を履修する者</u>で、将来県内において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに修学資金を貸与し、もつて県内における看護職員の充足および質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>認定看護師 特定の看護分野において熟練した技術および高度な知識を用いて水準の高い看護を実践することができる</u>と認められる者として規則で定める者をいう。</p> <p>(6) <u>認定看護師教育課程 認定看護師に必要な教育を行う課程として規則で定める課程をいう。</u></p> <p>(種類および対象)</p> <p>第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げる修学資金をそれぞれ当該各号に規定する者で、県内に存する施設で規則で定めるもの（以下「特定施設」という。）（<u>第5号</u>に掲げる修学資金</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、養成施設<u>または</u>修士課程に在学する者で、将来県内において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに修学資金を貸与し、もつて県内における看護職員の充足および質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(種類および対象)</p> <p>第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げる修学資金をそれぞれ当該各号に規定する者で、県内に存する施設で規則で定めるもの（以下「特定施設」という。）（<u>第3号</u>に掲げる修学資金</p>

にあつては、県内)において業務に従事する意思を有するものに貸与することができる。

(1) 保健師修学資金 法第19条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者

(2) 助産師修学資金 法第20条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者

(3) 看護師修学資金 法第21条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者

(4)・(5) 省略

(6) 認定看護師修学資金 保健師、助産師および看護師のいずれかの免許を有している者で、認定看護師教育課程を履修しているもの  
(貸与の額等)

第4条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、毎月、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める額を無利子で貸与するものとする。

にあつては、県内)において業務に従事する意思を有するもの(過去に次の各号に掲げる修学資金のいずれかまたは看護職員の確保を図ることを目的とする知事が別に定める資金の貸与等を受けた者(過去に第2号に掲げる修学資金の貸与を受けた者であつて、初めて第1号に掲げる修学資金の貸与を受けようとする者を除く。))を除く。)に貸与することができる。

(1) 看護師等修学資金 法第19条から第21条までの規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校(高等学校にあつては、専攻科に限る。)または都道府県知事が指定した養成所に在学している者

(削除)

(削除)

(2)・(3) 省略

(削除)

(貸与の額等)

第4条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が当該貸与に係る養成施設を卒業し、または当該貸与に係る修士課程を修了する月までの間における正規の修業年限を超えない期間、毎月、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める額を無利子で貸与するものとする。

(1) 保健師修学資金、助産師修学資金および看護師修学資金

ア・イ 省略

(2) 省略

(3) 大学院修学資金および認定看護師修学資金 83,000円

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸与の契約を解除するものとする。

(1)～(3) 省略

(新設)

(4)・(5) 省略

(新設)

(6) 省略

第6条 省略

(返還)

第7条 修学資金は、修学生であつた者が次の各号のいずれかに該当す

(1) 看護師等修学資金

ア・イ 省略

(2) 省略

(3) 大学院修学資金

ア 国（国立大学法人および独立行政法人を含む。）および地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）の設置する大学院（以下「国公立の大学院」という。）に在学する者 32,000円

イ 国公立の大学院以外の大学院に在学する者 36,000円

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の契約を解除するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 修学生としてふさわしくない非行のあつたとき。

(5)・(6) 省略

(7) 虚偽その他不正の手段により修学資金の貸与を受けたことが明らかになつたとき。

(8) 省略

第6条 省略

(返還)

第7条 修学資金は、修学生であつた者が、当該修学資金の貸与に係る

るときは、規則で定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、修学資金（大学院修学資金および認定看護師修学資金を除く。）の貸与に係る修学生であつた者にあつては貸与を受けた期間（前条の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間内に、大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者にあつては10年以内に、認定看護師修学資金の貸与に係る修学生であつた者にあつては5年以内に、月賦または最長半年賦の均等払いにより知事に返還しなければならない。ただし、他種の養成施設、修士課程または大学院の看護を専攻とする博士課程への進学、疾病、負傷その他やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があるときは、この限りでない。

(1) 第5条の規定により、修学資金の貸与契約が解除されたとき。

(2) 修学資金（大学院修学資金および認定看護師修学資金を除く。）の貸与に係る修学生であつた者が、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該養成施設卒業に係る看護職員の免許（以下「免許」という。）を取得しなかつたとき。

(3) 認定看護師修学資金の貸与に係る修学生であつた者が、認定看護師教育課程を修了した日から1年を経過する日までに認定看護師とならなかつたとき。

(4) 修学資金（大学院修学資金を除く。）の貸与に係る修学生であつた者にあつては免許を取得した後または認定看護師になつた後直ちに特定施設において、大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた

養成施設を卒業し、または当該修学資金の貸与に係る修士課程を修了した日（第5条の規定により契約が解除された場合にあつては、当該解除の日）の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（前条の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）（次条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けたときは、貸与相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより知事に返還しなければならない。



者にあつては修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事しなかつたとき。

(5) 第9条第1項の規定による免除を受ける前に業務外の理由により、死亡したとき、および修学資金（大学院修学資金を除く。）の貸与に係る修学生であつた者にあつては特定施設において、大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者にあつては県内において業務に従事しなくなつたとき。

2 前項の場合において、修学生であつた者が次条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けたときは、修学資金の返還の期間は、同項の規定による返還の期間と当該猶予された期間とを合算した期間とする。

(返還の猶予)

第8条 知事は、修学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第5条の規定により、修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設もしくは修士課程に在学し、または認定看護師教育課程を履修しているとき。

(2) 修学資金の返還の義務が生じた後、修学資金（大学院修学資金を除く。）の貸与に係る修学生であつた者にあつては特定施設において、大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者にあつては県内において業務に従事しているとき。

(返還の猶予)

第8条 知事は、修学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間 （第4号の場合にあつては、同号に規定する退職の日から3月以内の期間）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第5条の規定により、修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設または修士課程に在学しているとき。

(2) 次条第1項第1号または第2号の規定による返還の債務の免除を受ける見込みがあると認められるとき。

(新設)

(新設)

(3) 前2号に定めるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(返還の免除)

第9条 知事は、修学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 修学資金(大学院修学資金および認定看護師修学資金を除く。)の貸与に係る修学生が、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得し、直ちに特定施設において引き続き5年間(やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除く。)業務に従事したとき。

(2) 大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者が、やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除き、修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事し、引き続き5年間県内において業務に従事したとき。

(3) 認定看護師修学資金の貸与に係る修学生であつた者が、認定看護師教育課程を修了した日から1年を経過する日までに認定看護師となり、直ちに特定施設において引き続き5年間(やむを得ない理由

(3) 当該養成施設を卒業した後、他種の養成施設、修士課程または大学院の看護を専攻とする博士課程に在学しているとき。

(4) 特定施設を退職した後、規則で定めるところにより知事に求職の届出をして他の特定施設に就職しようとするとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、災害、疾病、負傷、育児休業その他やむを得ない理由により業務に従事できないと知事が認めるとき。

(返還の免除)

第9条 知事は、修学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 修学資金(大学院修学資金を除く。)の貸与に係る修学生が、養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに当該養成施設卒業に係る看護職員の免許を取得し、直ちに特定施設において引き続き5年間(前条第3号から第5号までに掲げる理由により業務に従事できなかった期間を除く。)業務に従事したとき。

(2) 大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者が、修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事し、引き続き5年間(前条第3号から第5号までに掲げる理由により業務に従事できなかった期間を除く。)県内において業務に従事したとき。

(削除)

により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。

(4) 前3号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなつたとき。

2 知事は、修学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の返還の債務（履行期が到来した部分を除く。次項において「対象債務」という。）の全部または一部を免除することができる。

(1) 修学資金（大学院修学資金を除く。）の貸与に係る修学生であつた者にあつては特定施設において、大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者にあつては県内において業務に従事し、その業務従事期間が貸与を受けた期間に相当する期間となつたとき。

(新設)

(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたと  
き。

3 前項第1号の規定により免除することができる返還の債務の額は、同号の業務従事期間を修学資金の貸与を受けた期間（第6条の規定により

(3) 前2号の業務に従事した期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなつたとき。

2 知事は、修学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の返還の債務（履行期が到来した部分を除く。次項において「対象債務」という。）の全部または一部を免除することができる。

(1) 修学資金（大学院修学資金を除く。）の貸与に係る修学生が、養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに当該養成施設卒業に係る看護職員の免許を取得し、直ちに特定施設において引き続き貸与相当期間（前条第3号から第5号までに掲げる理由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。

(2) 大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者が、修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事し、引き続き貸与相当期間（前条第3号から第5号までに掲げる理由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。

(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたと  
き。

3 前項第1号および第2号の規定により免除することができる返還の債務の額は、これらの号の業務に従事した期間を修学資金の貸与を受け

修学資金が貸与されなかつた期間を除き、かつ、この期間が2年に満たないときは、2年とする。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を対象債務の額に乗じて得た額とする。

第10条以下 省略

た期間(第6条の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除き、かつ、この期間が2年に満たないときは、2年とする。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を対象債務の額に乗じて得た額とする。

第10条以下 省略